第2回東京都受動喫煙防止対策検討会

平成26年12月10日

【堅多局務担当課長】 それでは、時間となりましたので始めさせていただきます。本日は寒い中、ご出席賜りましてありがとうございます。ただ今より第2回東京都受動喫煙防止対策検討会を開催いたします。議事に入りますまでしばらくの間、私、福祉保健局局務担当課長が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本検討会は公開となっておりますので、ただ、カメラの撮影につきましては資料 確認までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、前回欠席されておりました今村委員をご紹介させていただきます。後ほど今村委員からはお話をお伺いいたしますので、ご紹介のみとさせていただきます。公益社団 法人日本医師会副会長、今村委員でございます。

【今村委員】 日本医師会で副会長を務めております、今村聡でございます。よろしく お願い申し上げます。

【堅多局務担当課長】 なお、青木委員、大井田委員からは、ご都合により本日ご欠席、 鈴木委員につきましては、前の会議が終了次第駆けつけますというご連絡を頂戴してござ います。

資料確認でございますが、資料に関しましては、前回同様、個別の確認は省略させていただきます。説明をさせていただく中で、不足等がありましたらお知らせくださいませ。 資料につきましては、式次第を表紙としてつづったものの中に、本日ご意見を伺う団体からの資料もつづってございます。それから参考資料としまして、後ろの小さいクリップどめになっておりますけれども、前回ご依頼にあった資料をつけております。それから、お手元に座席表をつけさせていただいております。

それでは、大変恐縮ですが、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。ご協力、 よろしくお願いいたします。

前回のご依頼の資料でございます。参考資料、後ろにつけておりますクリップどめのものでございます。喫煙率の性別・年代別の資料で、1つの調査だけではなくて、幾つかの種類の調査をというご依頼がございました。参考資料のこの1枚が総括表でございます。 一番上の25年国民生活基礎調査は、前回ご提示したもので、そのほかに、国民健康栄養 調査、それから、日本たばこ産業株式会社さんの全国たばこ喫煙者率調査というのをつけてございます。後ろのほうにグラフと表、あと、年次別の推移をカラーのグラフでつけておりますので、ご覧くださいませ。それから、参考資料2といたしまして、中国、ロシアにおけます喫煙規制の経緯や理由についての資料でございます。両国におけます規制の経緯や状況等をまとめた資料、それぞれ、参考資料の2-1が中国、参考資料2-2がロシアでございます。その後に、国立国会図書館で調査報告書を出しておりましたので、それを添付しております。こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしゅうございますか。

それでは、これ以降は、安念座長に進行をお願いいたします。

【安念座長】 委員の皆様、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございました。本日は関係団体からご意見を伺うために、4つの団体の方にお越しをいただいております。進め方ですが、まず、各団体それぞれ各15分程度ご発言をいただきまして、その後10分程度、委員の皆様からの質疑の時間としたいと思います。団体の方々は、事務局からご紹介を申し上げますので、その際、前の席のほうにお移りをいただきたいと存じます。

じゃあ、事務局お願いします。

【堅多局務担当課長】 はい。それでは資料3にございます、意見聴取団体等一覧の順にお話を伺わせていただきます。それから資料4で、各団体からご提示いただきました資料を順番につけております。それではまず、東京商工会議所、安嶌サービス・交流部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【東京商工会議所】 こんばんは。東京商工会議所の安嶌と申します。今、ご紹介いただきましたが、

資料3に名前が書いてございました、安心の安に山冠に鳥と書きまして安嶌と言います。 どうぞよろしくお願い申し上げます。以降、着席のまま、若干説明をさせていただきます。

本日は、こういう機会を与えていただきまして、また、商工会議所の意見を申し述べる機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。医療関係の方にとりましては、あるいは商工会議所のことをご存じない方もおられると思いますので、若干その話を、少し冒頭、させていただければと思います。

東京商工会議所は、東京23区をテリトリーとしておりまして、実質上は、明治11年

に渋沢栄一翁を中心に設立された団体でございます。爾来130有余年を経済団体として地域のために活動しております。現在、今、会員自体は、約7万7千ございます。ご存知の方もおられるかと存じますが、わが国の産業を支えている99%は中小企業でございまして、東京であれば99.1ですかね。産業労働局の新しい資料であればですね。日本全国では、99.7%は中小企業でございますし、雇用の7割を支えているという、ある意味では、非常に裾野の広い団体でございまして、その中で我々は、繰り返しでございますが、東京23区をテリトリーとしております。実質上、そういった会員企業の皆様の繁栄を目指した政策の提言、あるいは各区に支部を設けておりまして、小さな、いわゆる小規模事業者と言われている、まちの八百屋さんや魚屋さんから始まって、地域を支えるそういった企業さんの経営支援活動などもやっております。

その中で当然、中小企業の抱える課題に対しては、企業経営者の皆さんを対象に委員会を設けておりまして、会頭は今、新日鉄住金の三村相談役が務めておられますが、それ以外に、例えば税制であるとか、労働問題であるとか、あるいは都市問題であるとか、いろいろな問題について委員会を設けております。私、本日、お話しさせていただくのは、その中に健康づくり・スポーツ振興委員会という委員会を担当している関係からでございます。今、委員長はセントラルスポーツの後藤会長が務めておられます。この方、ご案内かどうか、東京オリンピックにも出られた方でございますが、委員長を中心に、中小企業の皆様を含めた委員の皆様とともに、委員会を構成しております。とりわけ、商工会議所の会員は企業さんでございますので、経営者、あるいは従業員、あるいはその家族の方々の健康づくりに関する環境整備に向けた、あるいは事業、あるいは調査研究、政策要望活動等々を行っております。もとより、当たり前の話でございますが、経営者、従業員の方々の健康が損なわれれば、中小企業の場合はかわりとなる人材がなかなかおりませんので、企業経営上で非常に重要な問題でございます。

本日お配りをしておりました資料4の後ろに、健康経営のすすめというリーフレットがございます。今こそヘルシーカンパニーを目指そうということでございます。健康経営という言葉自体は、下のほうに書いてありますが、NPO法人健康経営研究会の登録商標でございますが、ご案内のように、企業の経営者あるいは従業員の健康が非常に大事だということのもとで、リーフレットをつくりました。とりわけ本日のテーマでございます受動喫煙防止につきましては、後ほどまたご覧をいただければと思いますが、4ページにその旨が記載をしてございます。開きまして、上から、こんなことをやってみようの3番目の

あたりに、禁煙をすすめましょうとか、いろいろ書いてございます。こういったものを1つのツールに、経営者の方、あるいは従業員の方の健康を重視した経営の啓発を図ろうということでございます。

後ほど、またいろいろお話があろうかと思いますが、JTさんがおつくりになっている全国たばこ喫煙調査などでも、喫煙率は非常に下がっているというお話でございますし、また受動喫煙の防止につきましては、私が縷々申し上げることはないと思いますが、平成8年の労働省、当時の労働省の局長通達であるとか、15年の努力義務、あるいは平成17年のWHOの枠組みの条約等々を踏まえ、職場における受動喫煙に対する都民の意識も、非常に今、高まっていると考えてございます。

とりわけ、厚労省の調査では、平成14年、あるいは平成25年と比較しますと、事業所として受動喫煙の防止に取り組んでいる事業所というのは、6割から今8割を超えているということでございますので、一生懸命やっているというということであろうかと思います。ただ一方で、小さな事業所は、お金がないので設備を設けられないとか、あるいはスペースがないということで、なかなか難しいというのが現状ではないかと思っております。

後ほどまたお話があろうかと思いますが、宿泊業とか、飲食業、サービス業、娯楽業というのは、同様の調査の中で、非常に高い割合で、お客様に喫煙をやめさせるのは困難という数字が出ております。これも5割を超えておるというふうに理解をしてございます。ご案内のように、先ほど申し上げた事業者は顧客の喫煙ニーズを重要視される場合もございますので、我々としては、現時点においては、顧客に対して、一律に事業者が禁煙を求めるというのはなかなか難しいのではないかと思っております。

日本商工会議所の立場でございますが、労働政策審議会の安全衛生分科会においては、 事業所の規模、あるいは業種によって、対策を進める上での問題が生じている中で、全面 禁煙、または空間分煙を企業に義務づけるよりも、努力義務として、国の助成金などを活 用しながら対策を広げることのほうが実効性があるというふうに意見を申し上げてござい ます。これもまた、私が申し上げるまでもないと思いますが、国際的な問題においても、 罰則つきの受動喫煙防止に関する法があるところもあると聞いておりますし、また、神奈 川とか兵庫にも条例があると伺っております。ただ、兵庫につきましては、兵庫県商工会 議所連合会が、平成22年に提出した意見では、規制の対象を民間分野、すなわち飲食店 や宿泊施設等にまで拡大し、条例として導入することについては断固反対、あるいは条例 により、建物内全面禁煙または完全分煙などが課せられることになれば、多くの飲食店等で、新たな設備投資が生じ、ますます経営が圧迫されるとともに、客離れを招く恐れもあり、というふうに書いてございます。まだ東京商工会議所は全体で意見を取りまとめたということではございませんが、全国の商工会議所の中ではこういう事例もあったように聞いてございます。いずれにしても、国あるいは東京都においてもガイドラインに沿ったご指導をいただいておりますので、それに従って、我々、粛々とやっていくということでございます。

あともう1つ、ちょっと外れるかと思いますが、町にはたばこを売っている小売業の方であるとか、あるいは喫煙具の専門店という方もおられます。その方々の多くは小規模の事業者でございまして、経営の先行きに不安がある方も多いというのが現状ではないかと思っております。最近では、もちろんコンビニやスーパー等々でもたばこを取り扱っているようでございますので、たばこの販売の許可店数というのは、大きな変化は見られていないようですが、経済産業省の商業統計などによりますと、事業所の割合は減少しているということでございます。また同様に、財務省の調査でも、平成25年ですか。たばこの年間売り上げが500万未満の事業所というのは53.2%となっておりまして、一方で、専業店の割合が27.8%から、20年調査と25年の調査の比較でございますが、18.6%と減少しております。一方でコンビニの割合が、11.2から18.3というふうに増加をしているということでございます。また同時に、経営者も70歳以上の割合が42.8から48.9と増加をしてございまして、60歳以上の方と合わせますと、約8割近くがそういった事業を営んでいる方でございますので、事業経営上では十分注意をする必要があるのではないかと思っております。

ただ一方で、たばこというのは嗜好性の高い商品でありまして、かつ購買頻度も高い特性もあります。また、一般的ではございますが、喫煙者の好みもはっきりしている。いわゆる指名買いをしているということでございますので、販売員の商品知識、あるいは接客態度のレベルアップということは、それほど必要ないと思われます。商品単価が低く、また客単価も低いこともございます。現金収入はもちろんあるわけでございますが、一方で、付加価値がつけづらい、収益性の低いたばこ専門店の経営は、非常に厳しくなることがあるかと思います。

いずれにいたしましても、受動喫煙が、たばこを吸わない方々の健康に影響を及ぼすという認識は、ある意味では、もうかなりの都民の方、あるいは企業の皆さんも認識をして

おりますし、一般の事業所を中心に完全禁煙あるいは分煙の部屋もできていることも事実でございます。ただ問題は、実効性のある受動喫煙防止対策が必要であると。そのためには、規制ありきというよりは、うまくやるというんですかね。十分な共存できる仕組みと言うんですか。そういうことが必要なのではないかと思います。

もちろん、和食であるとかフランス料理といった、素材やいわゆる味わいって言うんでしょうか、それが、たばこの煙によって損なわれる場合もありますので、ケース・バイ・ケースでの対応が必要であると考えております。問題は、その後ですよね。政策・支援策を実施した後の追跡調査とか、分煙の仕組みなどを入れたことによる事前・事後のフォローアップをしっかりやることが大事だと思っています。

一方で、商工会議所は2020年東京オリンピック開催について応援をしておりますが、 今後、訪日外国人旅行客などの観光客が増えるということは、東京の地域経済活性化につ ながることでございますので、非常にウェルカムだと思っております。そのためにも、和 食や各国料理なども含めて、外国のお客様をお招きするにふさわしいまちづくりが求めら れていると思っております。そういう意味では、先ほど資料にもあったのかもしれません が、過去、オリンピック開催都市でどのような対策をとってきたかということもご検討さ れてはいかがかなと。非常に失礼な言い方かもしれませんが、そういうことも考えていた だければと思っております。

もとより国は、国民の健康寿命の延伸を目指しておりますし、国力を増すためには、健康が何より重要でございますし、人口の減少をくいとめることが何より大事だと思っております。我々も、国の方針、あるいは東京都のガイドラインにのっとって、これまでどおり努力してまいります。また一方で、商工会議所自体は、経営者の支援をしてまいりますので、今回も、例えば消費税の転嫁対策についても何千件、何万件というところに、そういう転嫁対策についてのセミナーや訪問臨戸して、先ほどお話ししたたばこ屋さんもなかなかわからない人もいましたので、ちゃんと説明をしていますけれども。いわゆる経営の支援、あるいは相談業務、また同時に、こういったリーフレットをつくりましたけれども、健康経営についても、一層、普及、推進をさせていこうと思っております。

以上、簡単でございますが、商工会議所の意見とさせていただきます。ちょっと雑駁な お話で申しわけありません。どうもありがとうございました。

【安念座長】 どうもありがとうございました。東商の安嶌部長から、ご意見の開陳をいただきました。委員の方から何かご質問とかご指摘をいただくことはございませんか。

【今村委員】 どうも、大変ありがとうございました。東京商工会議所におかれては、 すばらしい冊子をつくっておられて、働いている方たちが健康であるべきというメッセー ジが非常によくわかりました。この中でちょっと気づいたことは、ミーティングで喫煙者 に禁煙を勧めるということで一言書かれておりますが、後ほど私の意見として申し上げよ うと思っていたのは、いわゆる動脈硬化性疾患に対する喫煙の影響というのは非常に大き いということです。これは明らかなことでありまして、記載の中の「リスクを放置するこ とが最大のリスク」というところに、ぜひとも禁煙について、改めて加えていただければ と思っております。大企業の労働者と中小企業の労働者に健康格差があるということは自 明のことだと思っていますが、経営者の方たちのやはり経営というのは非常に重要だとい うのは、私も医療機関を経営している身として、全く同感できるところでありますが、私 が個人的に気づくことは、結局、喫煙できる場所にどんどん喫煙者の方が集まってくると。 そこで、若いアルバイトの女性が、もうもうとした煙の中で働いているというのは、さす がにそれはいかがなものかというのを常に感じております。だからできるだけ、実効性が あることは、ぜひとも、そういったお客の受動喫煙を防ぐということもそうですけれども、 やはり若い労働者、非正規雇用の労働者も含め、これらの人たちの健康を、商工会議所で も守っていただくために、これからも取り組みをお願いしたいというふうに思っています。 以上です。

【安念座長】 ありがとうございます。何かコメントいただくことは。

【東京商工会議所】 いや、まさにおっしゃるとおりであります。

【安念座長】 ご高説ごもっとも。

わかりました。ありがとうございます。ほかに何か、ご意見、ご発言ありませんか。

【東京商工会議所】 とりわけて、個人的な意見ですが、女性の方、全員じゃないかも しれませんが、女性の方の、においに関する感覚は非常に敏感ですので、私、たばこはも ちろん吸いませんが、ほかの方は気がつかなくても、女性の方はにおうという方が確かに おられます。不快感がないというのは非常に大事なことだと思いますし、先生のおっしゃ るとおりだと思います。よろしくお願いいたします。

【工藤委員】 今村先生おっしゃったことと同じことですけれども、ファミリーレストランなんかで言えば、経営者とあるいは正規の職員には、未成年はまずいないけれども、多くの、高校生とか、大学生とか、未成年の人たちがアルバイトで相当働いていますよね。ですからこれは、分煙をしても、その分煙のところに食事を届けなきゃならないわけです

から。こういう人たちの健康問題ということも含めて、やはり考慮しなきゃならない時代 に入っているんじゃないかと思いますね。それは多分、今村先生がおっしゃったことと同 じだと思いますけれども。

【安念座長】 なるほどね。はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【垣添委員】 大変美しいパンフレットだと思うのですが、たばこの部分に関して述べられたことというのは、この文章が入っていれば、商工会議所の皆さんにとって、インパクトがあるとお考えですか。入ってないよりはいいですけれども、私は到底、この文章があったからといって、皆さんがたばこやめるとか、そんなことにつながるとは思えないんですけれどもね。

【東京商工会議所】 実は、この5ページ目を見ていただくとわかると思うんですが、 専門の先生方がおられる中で恐縮ですが、実は健康診断自体、中小企業の従業員は受けていない場合も結構ございます。健康診断を受けていないところに、何とか受けてもらうために、まず普及・啓発をすることが大事でございます。またお金をかけることはなかなか中小企業はできないのも現状です。ある会社は、朝礼のときに必ず健康の話をするようにしただけでも随分違ったそうです。できることから何かやっていくということで、このリーフレットをつくったわけでございます。そういう意味では、先生のおっしゃるように、全てを網羅できているかと言えば、なかなかできていないと思いますので、それはこれからの課題だと思っております。

【垣添委員】 それから先ほど今村先生がご指摘だった、たばこと動脈硬化の関係。私、先週、国際対がん連合の会議で、1週間メルボルンにいたんですけれども、そのときに、お金のない国、low-middle income country (LMIC) って言っていますけれども。そういう国に対して、オーストラリアがDVDをつくって、それをほとんどただで提供して、トンガとか、あるいはバングラデシュなんかの人に見てもらう。お金をかけないでたばこの害を伝えるという、そういうセッションがあったのですけれども。その際に、38歳の男性が、こうやってたばこ吸って、亡くなって、剖検した大動脈を絞ると、脂肪がぶわーっと吹き出るような、衝撃的な映像を出していました。なかなか、そこまで皆さん認識してないんだと思うんですけれども。世界の動きはそこまで行っているということを考えますと、私はやはり、この受動喫煙の問題を、もっともっと本気で我が国は取り組まないといけないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

【安念座長】 はい。ありがとうございます。ほか、いかがですか。よろしゅうござい

ますか。それでは、後ほど時間がまたあったら、ディスカッションをさせていただくことといたしまして、東商の安嶌部長、どうもありがとうございました。

【東京商工会議所】 どうもありがとうございました。

【堅多局務担当課長】 ありがとうございました。それでは続きまして、東京都飲食業生活衛生同業組合、宇都野常務理事 事務局長、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、小城専務でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【東京都飲食業生活衛生同業組合】 それでは、本日のヒアリングを仰せつかりました、 隣にいるのが全国飲食業生活衛生同業組合の専務の小城と申します。私、東京都飲食業生 活衛生同業組合の宇都野と申します。本日、このような場をいただきまして、大変ありが たく思っております。

まず始めに、当団体の概要を簡単にご説明させていただきます。私どもの飲食業生活衛生同業組合は、全国40都道府県で組織されております。組合員数は約8万店で、東京都単独では1万店となっております。飲食業だけではなく、そのほかにも単独業態として、私どもの仲間として、料理の組合、麺類、すし、中華、喫茶、社交業がありまして、東京都内で生活衛生団体の飲食部門が約2万店舗ございます。その中の、特に我々の飲食業の組合の店舗のほとんどは、10坪前後の小規模店舗で、オーナーと家族の方がほとんど経営されている、もう1人から3名ぐらいの店舗が大多数を占めております。

それでは、受動喫煙防止対策に関しまして、先行している各県の事例を、小城のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】 改めまして、私、先ほど紹介させていただきました、全国の専務理事を仰せつかっております小城と申します。よろしくお願いいたします。

お手元配布の資料で2ページでございます。今、宇都野のほうから全国の状況ということで指名いただきましたが、もう、先生方ご承知のとおり、2010年の4月に、全国で初の条例が制定されました神奈川県の事例をここで挙げさせていただいております。まず、喫煙環境を変更した個人飲食店のうち、民間会社の、失礼いたしました。これ、産経新聞の2011年の4月、施行法ちょうど1年経過したときのデータでございますが、40%強、売り上げが減少したということがここで示されております。また、こういった関連の条例が、仮に全国で施行された場合の3年間で経済損失、業界の経済損失として、約4,900億円を失われるということも、ここであらわれていることでございます。

おめくりいただいて3ページでございますが、同じく神奈川県の条例施行後の影響といたしまして、個人飲食店では、条例が施行されて1年経過しても、分煙または禁煙が義務になっている、いわゆる100平米越えの店舗のうち、35%が条例に対応できていないということも、ここで示されてございます。規制の内容が経営に与える影響が非常に大きいということを、ここで意味しているということでございます。赤丸で囲ったところでございます。100平米超のところでございます。

また、ほかの自治体の取り組みということで、例えば京都府においては、資料4ページに飛ばしていただけますか。官民一体となって実施をしている6種類のステッカーを作成して、各事業所に配布をしているということで。ここに突出して、下のほう、赤く囲ってございますが、とかくこれまで、行政が作成しているステッカー等、表示口に対しては、喫煙が可能であるということは、まずない事例が多いことがありまして。この場合、京都の場合は、喫煙も可能だということが、ここで京都として全国初に作成を行ったところでございます。官民一体となって協議会が発足されたということも、ここで全国初の事例ということになってございます。

続いて5ページで、大阪府の事例でございますが、京都府同様に、やはり店舗の経営とお客様のニーズに合わせたステッカーを選択することを、これも官民一体となって実施すると。国際社会、グローバル化に対応するために、これも全国に先駆けて、5カ国語の、英語等の表記をここで実施したものを配布しているということでございます。表示に関してでございますが、資料にはご提示させていただいておりませんが、全国版のものも、2010年、私ども全国組織で作成を順番にさせていただきまして、各会員店舗に配布させていただいているところでございます。まだまだ、4年経過した現在、貼付率の調査等も行っておりますが、まだまだ完全ではないということも、我々連合会として、十分認識をいたしているところでございますが、さらに貼付率を上げるために努力をしていきたいと考えております。

また、これも資料にございませんが、最後に山形県の事例で申し上げますと、2013年の7月に検討会が県内で発足されました。12月まで計4回が終了いたしておりまして、本年の12月3日ですね。吉村知事は、最終的に、これまでのそういった県民運動において、受動喫煙の健康への被害について、影響について、県民の正しい理解が進んで、飲食店や宿泊施設などの自主的な取り組みが広がりつつあるというふうに評価をされて、ここで改めて、山形受動喫煙防止宣言というものをまとめることにしたということが決定をい

たしております。

また、資料6ページへ進んでいただきますと、利用者、いわゆるお客様と飲食店の関係ということで、これは民間調査会社が行ったデータでございますが、たばこを吸っている者、いわゆる喫煙者が、飲食店を利用する際、選択する際、たばこが吸えることを重視しているということが、この表でおわかりになるかと思います。カフェあるいは喫茶店、居酒屋等で最も総意が高いということがここで示されております。

また7ページに進んでいただきまして、同じく喫煙者は、たばこが吸えないことを理由に、店舗に入らない、お店に入らない、利用しないという場合が多いということも、こういった表で示されておりまして、最後に四角く囲ったところ、前ページで申し上げたとおり、やはりアルコールが主体となっている場、あるいは居酒屋、カフェ・喫茶店などで、非常に高い水準、パーセンテージを示しているところでございます。

8ページ飛ばさせていただいて、また、たばこ吸わない方、非喫煙者の7割から8割は、全席禁煙までは求めていないというデータもここで示させていただいております。やはり、最も高いのが居酒屋、バー等々でございまして、全体含めますと、繰り返しですが、7割、8割の方は、全面禁煙、全席禁煙までは求めていないということがここで示されております。

お時間いただいて、私のほうからは以上でございます。

【東京都飲食業生活衛生同業組合】 それでは、当組合の東京の、今の組合員、各組合員さんのちょっと現状のほうを、これからご案内させていただきたいと思います。今回のヒアリングに際しまして、当組合で、喫煙環境調査という名前のもとに、アンケートを362店舗で行いました。無回答が13店舗ですので、実質上349店舗のアンケートをとらさせていただきまして、100平米以上の店舗が60店、100平米以下の店舗が289店舗で、その7、8割が、さらに狭い50平米以下の店舗で、という結果が出ました。その小規模店舗のほとんどが、売り上げが、月100万円前後と、ほんとうにもう零細経営となっております。このような環境下の中で、神奈川のように、完全分煙や全面の禁煙等の条例等が施行されれば、たちまち組合員さんは、小規模で100万円前後の売り上げですので、もう採算分岐点を割ってしまうことが必定でございます。そうすると、それでなりわいをされている方々が路頭に迷ってしまうという懸念もされることが、ちょっと考えられますので、そこら辺はちょっと考慮していただきたいと思います。

それと現在、当組合では、受動喫煙防止対策の取り組みといたしまして、飲食店の受動

喫煙防止対策検討会のまとめに沿って、平成23年度にオリジナルの喫煙ルールステッカ 一6種類を作成させていただきました。こちらの資料にも載っておりますので。その後、 ちょっと6種類じゃ足りないということで、平成25年度よりステッカーを一新しまして、 8種類として、全組合員に配布して、積極的に店頭での貼付をお願いしております。平成 23年度から25年度にかけて、少しずつですけれども貼付率は上がっております。それ と、店頭に貼付することによって、来店されるお客様にご理解をいただきながら、我々の 飲食業界としまして営業させていただいております。今のところ、各組合員さんに聞いた ところ、喫煙に関するトラブル等は、今のところ聞いておりません。それと、アンケート だけではなくて、いろいろな会合等に出席した際に、聞き取り調査をさせていただきまし た。そこで意外と多かったのが、時間分煙ということで、お昼時は禁煙、夜は基本的には たばこを吸わせるというお店が多うございました。うちの組合員さんは、特に居酒屋さん とかスナックとか、そういうお酒を中心として飲食していただく店舗が多うございまして、 ちょっと変わったところでは、小さい居酒屋さんなんですけれども、夜9時までは思い切 って、夜9時までは禁煙にしますと。それ以外は喫煙にしたところ、ちょっとおもしろい 現象が起こりまして、9時までの間は、新しい家族連れのお客様がちょっと見受けられた と。それで9時以降は、もうたばこを吸うお客さんが中心になったと。でも最終的には、 売り上げは対して変わらないということが現状でございます。そのほかに、あるお店の周 りで、役所とか病院が多くて、なおかつ今、路上禁煙はほとんど、東京都、されてますの で、そうするとお客さんがお店に入ってくるなり、このお店たばこ吸えますかというお客 さんもいらっしゃいます。

それと、相対的には、我々の業界は何度も言うように、小規模な個人店であり、ほとんどお客様は常連客で占めております。そうすると、お客さん同士に、やはり気遣って、非常にいい関係をつくりながら飲食を楽しんでいるということが実情でございます。特に気を使うのは、たばこを吸われない方より吸う方が非常に気を使っているということでございます。だから、たばこを吸わないお客さんがいると、かなり控えて、外でたばこを吸ったりとか、たばこを吸わないお客さんがいないと、たばこを吸って飲食を楽しんでいるということが実情です。

それと、今月の7日に、新宿の高田馬場地区で、支部で、青年部の集まりがございまして、急遽そこに私、出席させていただきまして、各店舗の喫煙状況を、違った角度から聞いてまいりました。サンプルは少ないんですけれども、若い青年部の集まりで18店舗が

参加いたしまして、完全禁煙が1店舗、時間禁煙が1店舗、あとそのほか16店舗が常時 喫煙となっておるんですけれども、その16店舗のオーナーに、たばこをあなたは吸いますかと聞いたところ、7人が吸いませんと言いました。16店舗のうち7店舗ですので、約50%、もう半分ぐらいは、オーナーが吸わなくても、お店ではたばこを吸わせると。 何であなたが吸わないのに、お店で吸わせるんですかって聞いたところ、そんなことをしたら首をくくってしまうよというのがほんとうの生の声でございます。

昨年、東京オリンピック招致に際して、おもてなしという言葉が非常に流行しました。今も続いておりますけれども、このおもてなしという言葉は、やはり日本独特の言葉で、この意味は、日本人の気質である、優しい気遣い等の思いやりの心ということで、相手に対してのほんとうに思いやりに満ちた、あふれた意味だと、私は認識しております。神奈川県のような画一的なものではなく、我々業界としましては、お店でもそれぞれのスタイルで営業して、お客様も店頭ステッカーの表示を見て、それぞれのお店を選んでいっていただければいいのではないかと思っております。そして、楽しく飲食できるということが、我々業界としての思いでございますので、それが東京都独自の喫煙文化となって、全国、さらに今度オリンピックで海外の方がお見えになるわけですから、東京ということはこういうふうに総合的に思いやりの心で飲食をしているんだということを発信していただければと思います。そのためには、何度も言うように、店頭に、このお店はたばこが吸えます、吸えません、そういう選択肢をいっぱいつくっていただいて、そのことが、受動喫煙の十分な対策がなされることではないかと思っております。その貼付率を高めるためにも、今後、東京都さんと協力をしながらアンケート、貼付率を高める、当組合の組合員に、啓蒙活動を積極的にしていきたいと思っております。

最後に、たばこを吸う方も吸わない方も、我々飲食業界にとってはお客様でございます ので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。ご清聴ありがとうご ざいました。

【安念座長】 どうもありがとうございました。東京都とオールジャパンの飲食業生活 衛生同業組合さんからプレゼンをいただきました。委員の皆さんから、いかがですか。

【今村委員】 ご質問をさせていただきたいと思います。中小企業、特に小規模のところは経営のことを重視されて、それは当然のことだと思った上で、お示しをいただいたデータの中で、この2ページの神奈川県の条例施行後の影響、一時的に売り上げが落ちていますという話だと思いますが。2011年のデータですけれども、その後、12年、13

年、14年というのは同じことがずっと続いているのかどうかというのが、私わからないので、もしわかったら教えてください。つまり、どんなことでも、新しい取り組みをすると一時的に売り上げが落ちるということはあるかもしれない。

それから、先ほど、首をくくらなければいけないというような、非常に過激な、お話でしたが、本当にそのぐらい心配されているというのは私もよくわかります。わかった上で、神奈川県が、この条例を入れる前と後で、いわゆる小規模の事業所さんの倒産件数がすごく変わったとか、そういった客観的なデータをお持ちなのかどうかということを伺いたいということが。

もう1つ、すみません。たくさん申し上げて恐縮ですが、4のお客様と飲食店の関係で、 喫煙者の方のみに聞いているわけじゃなくて、非喫煙者も同数聞いておられますね。つま り、非喫煙者が何をお店に求めているかというデータはここには出ていなくて、後のほう で、非喫煙者も全面禁煙を求めているわけではないというデータだけが出されていると。 一方で実際は、喫煙は3割ぐらいの方しか、男性でもしていないと。延べ値でですね。す ると、吸わない人が7割以上いると。つまり、吸っている人たちを重要視して、吸わない 7割以上の人たちが軽視されているように、私にはちょっと見えてしまうので、その辺に ついても、ご意見があったらいただければと思います。

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】 はい。すみません。私のほうから。

1つ目のご質問でございますが、確かに条例制定後、1年経過したデータしか、手持ちございませんが。この場できちんとしたお答えできないわけですが、3年経過した現在も、今年、見直しが改めて4月、行われておりますけれども。聞き及んでいるところでは、あまりデータ的には変わりないというふうに聞いております。また、きちんとしたデータも、機会があればお示ししたいと思っております。

それから2つ目のご質問で、ご指摘のとおり、吸っている方への質問が中心となって、 データが中心となっておりますが、決して、吸わない方を軽視しているような気持ちでは なくて、もちろん、吸わない方にも十分配慮をしているというような考えが基本的なスタ ンスでございます。はい。

【東京都飲食業生活衛生同業組合】 うちの組合員さんのほとんどは、先ほども申したように、本当にお店の狭いところですので、もう完全分煙、東京都さんのほうでは完全分煙というステッカーがあるんですけれども、完全分煙というのは、例えば十坪のお店で完全分煙ができません。

そうすると、吸えるのか吸えないのかという表示をするしかございません。それと、1年、2年耐えられるお店じゃないんですね。その間にお店が潰れてしまうということになってしまいますので、本当にもう、景気のいいときならまだしも、今こういうご時世でございますので、もう本当にぎりぎりのところで営業されている方がほとんどでございますので。そうすると、本当にもう、2年、3年我慢できないのが、ちょっと実情です。

大きな大資本のお店では、ちょっといろいろとそういう対策はできるかと思いますけれども、我々は本当にもう零細でございますので、町ぐるみで、地域で、この店は吸えませんよ、この店は吸えますよという、1店舗の分煙じゃなくて、地域の中の分煙というふうに考えていただければ、一番ありがたいと思います。そのためのステッカーの貼付率を高めるという努力は、今後も継続していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【奥村委員】 いろいろな飲食店がございますよね。ラーメン屋もおすし屋も。喫煙率なんですけれども、30、40、50歳ぐらいの方の喫煙率って、ほとんど半分ぐらい吸っているわけですね。だけど60、70、80になったら急に減るわけですね。店によって利用する方の年齢分布と、各年齢層の喫煙率というのを勘案すべきと思うのですが。ラーメン屋なんか別に、禁煙したって構わないと思いますけれども、おすし屋禁煙しちゃうと困りますよね。例えばの話ですよ。

【安念座長】 まあ、そういうことはあるでしょうね。確かにね。どうぞ。はい。

【細野委員】 中央大学の細野です。このアンケート、見させていただいたんですね。 2ページ目の、喫煙環境を変更した個人飲食店のうち、40.8%売り上げが減少したって書いてあります。先ほど、先生がおっしゃったように、2年後、3年後どうなのかという傾向もそうですけれども、これと、10ページ目ご覧ください。10ページ目に取り組み上の課題って書いてあって、お店を分煙とかそういうもので分ける場合には、時間とコスト、やはり建物の部分解体とか新たに壁をつくったりなんかしなきゃいけないわけですね。そうするとどうしても休業しなきゃいけないとか、いろいろなことがあるわけですから。そうするとそれは、おそらく、売り上げに対してはマイナスに働くかもしれないですね。ただしそれは一時的かもしれないし、これをすることによってお客が永遠に離れるかどうかっていうのは、それはわからないわけなんですね。ですから、これをもって何億円の損失っていうのは、これは統計学上の、私は少し、ミスリードだと思うんですね。ですから、そういうことから考えると、ここのところの話、売り上げが減少した、確かに減少したか

もしれない。40.8%。これは、店を閉めたりなんかするときに、そのスペースを全面的にやめたりとか、スペースを区切ったりとかね。そういう売り上げの減少というのがあるのかもしれなくて、これを、設備を変えることによって、売り上げが減少したということとは、全く同じとは思えないわけですよ。ですから、追跡調査をしないと、このグラフだけでは何も言えないということを、少しお考えいただきたいですね。

それからもう1つ、7ページ目の、お客様と飲食店の関係でありますけれども。バー、スナックとか居酒屋は確かにそうなんですけれども。先ほど、時間で区切った場合には、禁煙とか分煙のところに来る人は、時間で分煙するのかという場合には、5時前は子連れのお母さん方が多いとか、そういうのありましたよね。まちづくりに、サードプレースというのがありましてね。要するに、家がファーストプレースで、勤め先がセカンドプレース。サードプレースって、ちょっと和んだりとか、交際したり会話する、そういう空間なんですよ。それにこのカフェってとても大事なんですね。人が寄ってくお互いに情報交換やくつろぐためには。そのときに、このカフェっていうものを分煙にした場合、あるいは、その分煙も空間的に完全に遮断した形。あるいは時間で喫煙と禁煙を区別するとかいろいろあると思うんですけれども。それによって、どういう形で、人々が顔合わせしたり、くつろいだりするカフェなどの人が集まる空間の使い方とか、そういうもの違ってくるのかというあたりも、もしできましたら分煙を「空間の仕切り」とか「時間の仕切り」の割合などをお調べいただきたいというふうに思います。以上です。

【工藤委員】 神奈川県は、確かに、4月1日に条例が出て、発令というか施行されて、 調査は6月から11月なんで、えらい直近ですよね。そういう意味では、先ほど来、お話 があるように、その後どうなったのかということなしには、議論は全くできないだろうと いうふうには思いますが。

もう1つは、事例として、オリンピックを機会に、各都市で条例が施行されていっているわけですよね。国際的、世界的に見ると。そこで、そういう条例によって、その全面禁煙、ほとんどが屋内全面禁煙になっていると思いますけれども、売り上げが落ちたのだと。これはもう、国際的なデータがあるんだと思います。少なくとも、カリフォルニアの禁煙条例では、全然落ちてないですよね。禁煙のお店とか分煙の店とか、いろいろややこしく存在するから、お客さんがその嗜好によってシフトするということはあるかもしれませんけれども。もし都内全体が、飲食店は基本的にはだめですよというふうになった場合、皆さん、隣の県まで行って、食事しに行くんですかね。むしろ都内全域でというほうが、す

っきりしちゃうっていうお考えはないんですか。例えば小規模ですと、分煙するにしても お金かかりますよね。ですから、全面禁煙にするか、あるいはもう喫煙にするかというど っちかしかないだろうという、そういうことだろうと思いますけれども。地域全体という お話がありましたけれども、その地域を広げて、東京都内が全体としてそういうふうにな ったら、どう思われるか。それが質問です。

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】 はい。まず、冒頭のご質問の中で、神奈川県の調査ですが、これちょうど条例施行後1年経過した時点での調査でございます。2010年の施行で、2011年の調査であります。

【工藤委員】 ああ、1年後ですか。

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】 それから後段のご質問でございますが、飲食店、経営的に申し上げれば、本当に全面禁煙したほうが、いろいろな意味でコストがかからないわけなんで、それが本当は一番いいんであるんです。例えば、お店が汚れない、それから従業員のコスト、いろいろな意味で、もちろん、従者にかかるコストとか、そういったもので、そう考えるところなのですが。やはり、何度も申し上げているとおり、顧客、お客様のニーズというものも大切にしなくちゃいけないということが多く占めているものですから、その辺もご理解いただきたいと思います。

【名取委員】 お話の中で、非常に、示唆に富む事例が1つ紹介されていたんですが。 それは、客同士が気遣って、非喫煙者がいれば表でたばこを吸って非喫煙者に気遣いをしている。客同士が気遣いをしているということですけれども。私は、受動喫煙の問題は、根本的には喫煙者の自覚が一番重要だと思うんですが。それは、完全分煙にしたらそれで解決かと言ったら、そんなことはないので。客の中に喫煙者と、たばこが嫌いな人と、一緒のグループがいた場合、その中で、喫煙者が2対、非喫煙者が1の場合は、多くの場合は、1人の非喫煙者は我慢しろというふうになったり、喫煙者が上司だったり、かなり偉い人だった場合は、非喫煙者はあきらめて、受動喫煙の被害に遭うわけです。そういうことを考えると、いかに分煙、完璧分煙を達成したとしても、受動喫煙の問題は解決できない。ですから、やはり受動喫煙の問題は、喫煙者の自覚を促す。そこが一番重要じゃないかと。先ほどの事例を聞いて、つくづく感じました。

【今村委員】 今の先生のご意見、喫煙者の自覚というのは、すごく大事だと思います。 つまり、非喫煙者にとってみると、好き嫌いの問題ではなくて、自分の健康に影響してい ると思うという点。喫煙者の方が、この喫煙は健康に害があって、他人に迷惑をかけるか もしれないということを理解されれば、喫煙者は自分の健康も害すということがわかるわけですから。そういう意味では、もっともっと、喫煙の有害性ということについて、国民に知っていただきたいなという思いは、もう本当に強く、医療関係団体としてあります。

それと別に、例えばタクシーは、今、喫煙できませんよね。あれ、全部やるときは、相当にいろいろな意見が多分あって、たばこを吸いたい方たちから、売り上げが落ちるんじゃないかとかいろいろ意見があったと思うんですけれども。私ちょっと業界が全然違うので、ぜひ、都庁で調べていただきたいのですが。本当に、たばこをタクシーでやめたことによって、売り上げが落ちたのかどうか。多分、みんなたばこを我慢しているんだと思いますけれども。乗っている間は。逆に運転手さんが外でたばこを吸って、その後、お客さんが乗ってきたら運転席に乗ると、こういうことをやられているんだとは思いますけれども。要するに、できないっていうことではないんじゃないかなというふうに思います。先ほどの工藤先生のような、すっきりした考えのほうが、私はわかりやすいかなと、個人的には思いますね。

【安念座長】 はい。どうもありがとうございました。いろいろなご意見をいただきましたが。時間の関係もありますので、それでは、宇都野常務とそれから小城専務、どうも今日はありがとうございました。

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】 どうもありがとうございました。

【堅多局務担当課長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、齊藤理事長でございます。齊藤理事長、よろしくお願いいたします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合】 ホテル旅館生活衛生同業組合の齊藤でございます。この意見陳述書の中には、宿泊業は多分、私だけだと思いますので、ほかの業態について、わかる分に関しましては、お話をさせていただきたいと思います。と申しますのは、今、大体、東京の宿泊業は、許可を、保健所から宿泊としての許可を受けているのは3,000件でございまして、この10年変わっていないんです。ただ、中身は変わっております。3,000件のうち1,000件は簡易宿泊所、残りの2,000件が一般の宿泊業の営業と、こういう形になります。その中で、ホテル旅館生活衛生同業組合は、全ての、簡易宿泊所を含めまして全ての業態が、我々のメンバーでございます。と申しますのは、旅館業界の中で、今度はホテル業の許可と、それから旅館業の許可と、こういう形になりますので。で、ホテル業の許可は、皆さんに知っていただいているかどうか、都市ホテル、

ビジネスホテル等は、全部ホテル業の許可をもらっているわけではなくて、実は、旅館業の許可をもらってビジネスホテルを経営しているところが結構多いんです。と言うのは、面積基準が、ホテル業のほうはございまして、収容人数に関して、ロビー等のパブリックスペースに関しては、旅館業で許可をとりますと面積基準がない。だから狭くていい。それから、ホテル業の許可をとりますと面積基準がありますから、相当なスペースをとらなきやいけないんで。私もどっちにしようかと迷って、ホテル業の許可をとろうとしましたら、1割5分ぐらい、客室の数が減りました。そのぐらい、パブリックスペースは、ホテル業の許可をとっているところのほうが多いから、逆に言えば客室多くとりたいと思っているビジネスホテルの業者の方なんかは、旅館業の許可でやっちゃうと。まあ、こういう形になりますね。

それから、じゃあ、我々の組合員の中で、今まではどうであったか、今はどうであるか ということを申し上げたいと思うんですけれども、ずっとこの、東京都旅館組合のメンバ ーは圧倒的にレジャー系ホテルが多かったんです。いわゆるラブホというやつですか。今 は逆にいまして、チェーンのビジネスホテルのほうが増えてきておりますので、今申し上 げた2,000件のうち750件が我々のメンバーでございますので、そうするとあらゆる 業態が入っております。都市ホテルでも、錦糸町のレバントさんとか、それから銀座の東 武ホテルさんとかは、我々のメンバーでございますし、それから、ビジネスホテルでもチ ェーンのビジネスホテル、東横インさんなども、チェーン全体で我々の組合に入っていた だけるようになりました。最大の理由は何かと申しますと、実は、組合員になると、旅館 組合、それから日本旅館協会、それから日本シティホテル連盟の組合員になると、NHK の受信料がかなり安くなりまして。これが一番大きな理由です。はっきり申し上げて。大 体30室以上ですと、入らないと損ですから。今、それで進めておりまして、私が組合長 のうちには1,000件を超して、マックスは1,400なんですけれども、1,000件ま では我々の管理下というか組合員になってもらうようになっております。そのシティホテ ル連盟というのはどちらかと言うと、東京においては50室、全国においては30室以上 の部屋数を持っているビジネスホテルが入っていると。こういう形ですね。日本旅館協会 は、旅館組合の組合員じゃなきゃ入れませんので、これはだから、今のシティホテル、そ れから、前、言っておりました、国際観光旅館という政府登録は、これまた別のスペック で。このスペックは、許可は厚労省、保健所から出ておりますけれども、このスペックは 観光庁からおりていると。こういう形になりますので、違うところでやっていると、こう

いう形になりますね。

それで、前提に申しますと、どちらかと言うと、大きなシティーホテルそれからビジネスホテルも、比較的100室以上あるビジネスホテルにおいては、階ごとの禁煙階、喫煙階と、これでやっておりますから、これはかなり分かれていると思っております。それから、ロビーにおきましても、大体禁煙で喫煙ルームがあるという形が多いと思いますけれども、ただ、宴会においては、それぞれの主催者任せという形になっております。

それから、難しいところはその間の、100室以下のビジネスホテルの場合には、なかなか禁煙階をつくるのは大変でございますので、その辺は、どちらかと言うと、その日の入り込みによって分けている部分が、こう変えてくるという形になるんですけれども。ただ、これも、相当受動喫煙の厳しい方は、枕の中に入っている煙まで嫌だという方もいらっしゃいますけれども、その辺は我慢するという方も結構いらっしゃると思っております。それに対して、問題は、いわゆるレジャー系でございまして、大体、一番すごい例は、2時間ご使用になって、20分の清掃タイムでお客さんが入れかわるという形になりますので、これも、前に比べれば、かなり強力な空気清浄機を掃除中に入れてやってはおりますけれども、ただこれも、あまりこういうこと言ってはいけませんけれども、この部屋が禁煙だから帰りますというカップル、あまりいないような。2時間ですからね。思います。その辺が今、指導もしにくいし、わりと我々の上から、組合から言えるのは難しいかなというふうに思っております。

それに対して、旅館でございますけれども、これは私、過去に旅館であったんで、皆さんに聞いてみましたところ、まず修学旅行なんか入れている本郷なんかの宿屋さん、これも大分減ってきてはいるんですけれども、これも、昔は中学生まで喫煙をする人が多かったんで、周りのうちに吸い殻を投げたりして、大変回りのうちに迷惑かかったんです。今ほとんどそれはなくなりまして、前は、そのときは、どうして迷惑かけないようにするかっていう、あとはぼやを出したりいろいろ大変だったんですけれども。当時はもう、客室の真ん中に花瓶を置きまして、花瓶を灰皿がわりにしてもらわないと、いつもぼや騒ぎで大変だったんですけれども。今は、ほとんど、中学生、高校生で、そういうこと問題起こすということはものすごい減りました。と言うか、どちらかと言うと若い人たち、特に学生の旅行における喫煙率っていうのが、ものすごく下がっていると、私は思っております。

それから、ここのところ、インバウンドで入ってきているのは、日韓ワールドカップサッカーのときに、山谷やなんかの簡易宿泊所をお使いになっている外国人が増えてきてい

るわけですけれども。今もものすごく増えているわけですけれども。その方たちは、どち らかと言うと今、山谷やこの辺の簡易宿泊所でも、大体個室をお使いの方が多いんですけ れども、これはおもしろいことに、バックパッカーっていうのは、すごく喫煙者少ない。 世界を旅行する人たちっていうのは、喫煙していると旅行できなくなっちゃうらしくて、 喫煙者少ないんですよ。それも今、わりとはやっている業態の中で、ホステル、昔のユー スホステルじゃなくて、段ベッドで共同客室に入って、それで情報交換等はロビーで、イ ンターネットとスマホと、それからお互いの会話で、どういうふうに日本で探そうかなん ていう人たちは非常に交流が多いんで、その人たち、たばこ吸うかと思ったら、これもほ とんど、むしろいない。つまり、バックパッカーには、圧倒的、喫煙者がいないという。 そうじゃないと多分、世界を旅行できないような状態になっているのかもしれませんけれ ども。そんなことで、私も聞いてみてびっくりしたんですけれども。みんなでたばこ吸い ながら、どこ行こうかっていう話をするかと思ったら、全然そんなことなくて。そういう 状況であるということでございます。そういうことで、後は、今どれだけそういうところ で禁煙、あるいは喫煙ルームをつくるかっていうことでございますけれども、これも、1 つお願いしたいのは、東京は地方交付税をいただいていないので、国の補助金はあるけれ ども都の補助金はないんですね。地方自治体の補助金って、大体地方交付税で来ておりま すんで、そのくらいは出していただくとありがたいなと。他の県が出ていて我々は出てい ないというようなこともございます。

それからもう1つは、東京の場合で、ほかの県とのまじり合っているところは、主に町田。町田はどちらかと言うと、どこまでが東京都の町田で、どこから神奈川県かよくわからないようなところでございますので、あれはどっちも、保健所等の取り締まりとか検査、検査の質もそうなんですけれども、両方一緒にやっちゃうということがございますので、その辺のところの、場所による違い。よく言われるのが、神奈川県のことでございますけれども、神奈川県も、皆さんご存じだと思いますけれども、湯河原っていうのは、泉地区っていうのは、実は静岡県なんですね。そうすると、お客さんは同じ地域だと思っているんですけれども、行政体は違うということで、それの、場所による基準が違うっていうのは、ちょっとお客さんが迷うだろうなと思っております。そんなことで、東京はそういう意味では、小笠原村からの組合員はいないんですけれども、伊豆七島から西多摩まで組合員おりますので、それの業態、みんなそれぞれ違っております。

なかなかこれの指導が大変でございますけれども。ほかの県に比べまして、東京ってい

うのは片道30分ぐらいで23区の中へ全部行けちゃいますんで、研修会等は一緒にできる。多摩地区と伊豆七島は別ですけれども。大体できますので、どちらかと言うと、中に支部はあるんですけれども、区ごと、あるいは昔の保健所ごとにあるんですけれども、それは統一した指導はできます。

ただし、なかなか大変だなと思っているのは、組合活動に協力するというよりは、受信料が安くなるからと入ってきている人たちがいっぱいいますので、この人たちはなかなか指導するのが大変かなと思ったんですけれども、実は東京都のご指導で、産労局の観光部の指導で、外国人の研修、おもてなし研修というのを、先月、今月でやりましたけれども、びっくりしたことに、顔も知らないホテルの幹部従業員というのが、かなり、チェーンホテルという、NHKだけに来ているはずの人たちがいっぱい来ていたので。これから、そういうようなものと一緒に研修をすれば、かなり効果が出るかなということで。やはり組合員になっていただいてよかったなというふうに思っています。

それが今のところで、済みません。私の、今わかっている範囲内の意見を言わせていただきました。今のところそういうことでございますけれども、先ほどバックパッカーの話をしましたように、お客さん自身がかなり、世界を旅行する場合には、たばこ吸ったら世界を旅行できないという人たちが多くなっていることも間違いないと思っております。以上です。

【安念座長】 ありがとうございました。それでは何か、委員の方から。

【奥村委員】 例えば中国の方はどうですか。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合】 中国はですね。

【安念座長】 喫煙率高いですけどね。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合】 喫煙率が高いというか、世界で一番たばこの種類多い国なんですよね。たばこの種類が一番多い国ですよね。中国は。でも、日本に来る人、そんなに多くない。というのは、家族で来る人やなんか多いから。ただし、喫煙の問題よりも、ホテルの廊下の真ん中にテーブル出しちゃって、そこで宴会しちゃったりするので、そっちの、ほかのいろいろな……。そういういろいろな、我々として、生活習慣の違いで困っちゃうことはいっぱいあることなんですね。

【安念座長】 ほか、いかがですかな。はい。じゃあ、どうもありがとうございました。 齊藤理事長にプレゼンをしていただきました。

【堅多局務担当課長】 それでは、本日最後になりますが、日本たばこ産業株式会社、

山下執行役員、藪根国内担当部長でございます。よろしくお願いいたします。

【日本たばこ産業】 ご紹介いただきました、JTの山下でございます。座らせていた だきます。

【日本たばこ産業】 このたびは、私どもJTに意見を陳述する機会をいただきまして、 心より感謝申し上げます。本日は、東京都における今後の受動喫煙防止対策の議論に少し でも貢献できるよう、私どもが普段取り組んでいるさまざまな活動を中心に、ご紹介させ ていただきいと思います。

私どもJTは、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現に向けまして、さまざまな活動に取り組んでおります。たばこを吸われる方は、さまざまな理由で、大人の嗜好品としてたばこを吸われていると考えておりますが、たばこを吸われない方にとっては、たばこの煙はしばしば迷惑となり得ると考えております。共存社会の実現のためには、双方の方々の考えや意見を尊重し、大きく2点の活動を実施しております。1つが、マナー啓発活動というソフト面の活動。もう1つは屋内における分煙環境をきっちりとつくり上げていくというハード面の活動。この2つを両輪で取り組んでいくことが必要だと考えております。

それでは早速ですが、先ほど述べた考えに基づきまして、私どもが行っているマナー啓 発活動と分煙推進活動につきまして、ご説明したいと思います。

まずはマナー広告とひろえば街が好きになる運動によるマナー啓発活動に関してご紹介させていただきます。お手元の資料3ページと4ページをご確認ください。JTは、たばこを吸われる方に対して、周囲の方々への気配りや思いやりを示していただけるようにお願いしております。たばこを吸われる方自身が、マナーの大切さに気づき、考え、行動していただけるように、誰もが思い当たるような身近な喫煙マナーに関するシーンやテーマを、数多くのイラストで紹介しております。このマナー広告を通じた呼びかけは、新聞、雑誌のほか、交通広告や、特に喫煙所でのポスターの掲出等、さまざまな場所で行っております。また、テレビCMを通じても、マナー向上の呼びかけを継続しているというのが現状でございます。

続いての資料5ページ、6ページをごらんください。JTは「ひろうという体験を通じて、捨てない気持ちを育てたい」「もっともっと、捨てない人を増やしたい」という考えのもと、ひろえば街が好きになる運動という清掃活動を行っております。この活動は、自治体や学校、ボランティア、各催事の実行委員等と協働いたしまして、地元住民や観光客等

のさまざまな人たちにご参加いただく清掃活動です。2014 年 11 月時点の数字ですが、これまでの実施回数は延べ1,673回となりまして、ご参加いただいた人数も155万1,344人となりました。これらの活動は、これからも続けてまいりたいなというふうに考えている次第でございます。

続きまして、分煙推進活動についてご紹介させていただきます。現在、日本におきましては、分煙という考えが広く浸透してきております。また、分煙に関する浸透度、理解度は年々高まってきています。施設管理者の方々も、たばこを吸われる方と吸われない方の双方を利用者及び顧客と考え、施設の利用実態に応じたさまざまな分煙環境を整備しておられます。分煙に関する浸透度や施設管理者の取り組みの進展につきましては、お手元の参考資料31ページから35ページに、ご参考までに添付しておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

JTでは、分煙の浸透度や施設管理者の取り組み状況等も踏まえ、大きく分けて4種類の取り組みを具体的に進めております。1つは、ビルオーナーや施設管理者、飲食店のオーナーさんを対象としました分煙コンサルティングという活動。2つ目は、大手のディベロッパーさん等の施設管理者との協業によりまして、具体的な喫煙スペースを、モデルルームのような形でつくっていって、こうするといいよという事例をつくっていくという活動。それから3つ目としましては、店頭表示の貼付を普及していくという活動。4つ目は、これはチャレンジングな課題ではありますけれども、未来の分煙に向けた真摯な取り組みという、この4つの活動を実施しています。

最初に、先ほど申し上げました1つ目の分煙コンサルティング活動について簡単にご紹介申し上げます。お手元の資料8ページから10ページをご確認いただければと思います。「どのように分煙すればいいのかわからない」とか、「喫煙スペースからのにおいや煙の漏れを防止する方法を教えてほしい」など、分煙環境に関する私たちへのご相談件数は、年々増加しておりまして、JTはこれまでに、既に1万件以上のご相談をお受けしております。このような相談に真摯にお応えすることが、世の中の分煙環境整備の進展に必要であると考えまして、JTでは、日本全国で約200名の社員が分煙コンサルタントという、分煙コンサルティングのトレーニングをほどこした担当者を配置して活動しておるという現状でございます。こうした活動を通じまして、例えばビルオーナーや施設管理者の方々が分煙環境を整備する際に、各種法令にのっとり、施設管理者のニーズや店舗面積に沿ったさまざまな分煙手法を無償でご提案させていただいています。

もちろん、ご相談をお受けする中には、飲食店等において、店舗面積が狭小であるがために、物理的に、いわゆる別室の喫煙スペースを設けることが困難な施設管理者という方もおられます。施設の態様により、ご提案する内容は区々となりますが、例えば、室内の粉塵濃度を低減するために必要な排気設備を増強するであるとか、あるいは空気清浄機の設置なども含めて、少しでも環境がよくなるような、さまざまな手法を組み合わせてご提案させていただいております。様々な分煙手法をお示しして、施設管理者の方々で選んでいただけるようなご提案をしているところでございます。

ご参考までに、ご紹介させていただきますと、東京都内におきましては、昨年度1年間で223件のご相談をお受けしまして、それぞれに対しまして具体的なご提案を申し上げました。

分煙推進活動の2つ目としましては、大手ディベロッパー等の施設管理者との協業によ る喫煙スペース整備についてご紹介申し上げます。お手元の資料13ページ、14ページ をご確認いただければと思います。JTは分煙環境整備の手法を広く世の中にお伝えする べく、大手ディベロッパーさんや公共交通機関等、多くの方々が利用される施設管理者と、 協業で喫煙スペースを整備しております。例えば、2012年にオープンしました高層複 合施設の渋谷ヒカリエでは、多彩なフロア構成となっており、各フロアをご利用されるお 客様に最適な喫煙スペースをご提案させていただきまして、同館に5カ所の喫煙スペース が設けられて、それぞれが多くの方々にご利用いただいているという現状でございます。 また今後、東京オリンピックも控えまして、ますます多くの方が利用されると想定される 成田国際空港では、「全ての利用者にとって快適で優しい環境づくり」を目指しておられま して、これまでに多くのご提案をさせていただきました。第1旅客ターミナルや第2旅客 ターミナル、それぞれに多くの喫煙スペースがありまして、「出発前の時間をリラックスし て過ごせる」と、多くの利用者からご好評をいただいているところでございます。例えば、 室内には大型スクリーンも配置し、和のイメージで統一された空間に映像などを映し出し、 心地よい音楽とともにくつろいだ時間を過ごしていただくという工夫なども施して、ご利 用者及び施設の方々に喜んでいただけるような工夫もしています。

その他にも、多くの方々が利用される施設の管理者にご提案させていただいておりまして、その一部は、お手元の資料15ページから23ページに掲載しております。

続いては、店頭表示普及活動でございます。資料の24ページ、25ページをご確認ください。JTは、各施設の喫煙ルールを店頭にステッカーやポスター等で掲載することは、

入店前のお客様に事前に施設の喫煙ルールをお知らせできる取り組みであり、意に反して たばこの煙にさらされることを防ぐことができる、有効かつ簡単にできる分煙の手法と考 えております。特に、飲食店等のお客様が利用する施設を自由に選べる施設では、多くの 施設管理者が実施できる有効な取り組みと考えまして、この取り組みを店頭表示という形 で、私どものウエブサイトでもご紹介して、普及活動を実施しているところでございます。

ご参考までにご紹介させていただきますと、当該ページは年間約8,000人の方に閲覧いただいております。店頭表示につきましては、施設管理者の方々が、自分たちの商売の実態に沿った喫煙環境を、お客様へ正確にお伝えすることを期待いたしまして、独自のステッカーが作成できるようなというふうな工夫も凝らして、我々としては、地道に貼付活動を推進するという取り組みも、結構広がってきていると感じております。

最後が、未来の分煙に向けた取り組みです。未来の分煙に向けた取り組みについては、1つはアイデア募集という形で、分煙環境整備のアイデア募集を行う SMOKERS' STYLE COMPETITION というのをやっております。お手元の資料26ページ、27ページをご覧ください。このコンペティションでは、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存を目指して、テーマとしては、人を分けずに煙を分けるというコンセプトの実現に向け、2006年より新建築社のご後援を受けて、快適な分煙空間をつくるための第一歩として、分煙のアイデアや空間作品例を一般から募集し、これらを表彰していくというような取り組みでございます。また、より効果的な分煙技術の研究開発に向けた取り組みというのも続けております。ご参考までに、お手元の資料28ページなどがその1例ということでございます。

JTは、施設管理者の多様なニーズに沿った分煙環境整備のご提案を行うために、分煙環境整備に必要な技術的な研究や検証を、分煙試験室というのをつくりまして実施しております。これからも、日々研究を重ねて、より快適な分煙空間を施設管理者の方々へご提案していきたいなというふうに考えております。

以上が私どもJTが取り組んでおります分煙推進活動でございます。本日、紹介させていただいた内容は、あくまで一部の事例と活動内容でございますが、これからも、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現に向け、取り組んでまいります。 今後も、東京都におかれましても、各種受動喫煙防止対策につき、検討されていくものと考えております。私どもといたしましては、検討に資するようなさまざまな情報、あるいは具体的なご提案を含めまして、例えば、本日は時間の都合で割愛させていただきました、 喫煙と健康に関する情報等も、引き続き、東京都をはじめとしました関係する皆様にご提供申し上げることによって、積極的に協力させていただきたいと思っております。

本日は貴重なお時間、どうもありがとうございました。

【安念座長】 どうもありがとうございました。それでは委員の方からどうぞ。

【今村委員】 いろいろなご意見、ありがとうございました。分煙活動を非常に熱心に取り組まれているというご報告であったと思いますが、ちょっとご報告の内容と違うことで2点教えてください。1点は、今JTさんの国内の売り上げの中に占めるたばこの売り上げっていうのは何%になっているのか。もう1点は、海外でもたばこを売っておられると思うんですけれども、たばこのパッケージに、リスクの表示を多分されていると思いますが、日本国内と海外のパッケージの表示は同じにされていますか。その2点教えてください。

【安念座長】 第1点は、実は私も伺おうと思ったのですが、その数字は公表しておられますか。

【日本たばこ産業】 売上高ですか。

【安念座長】 はい。

【今村委員】 国内の売り上げに占める、たばこの割合はどのぐらいでしょうか。

【日本たばこ産業】 そうするとJT単体での売上比率で良いのでしょうか。

【安念座長】 そういうことになるでしょうね。

【日本たばこ産業】 ちょっと、手元にちょっと正確な数字では無いことを前提にお答えしてよろしいですか。

【安念座長】 もちろん。

【今村委員】 ええ。さまざま、いろいろな物を売っておられますよね。その中でたばこの割合が全体のJTの国内の売り上げの何%ぐらいかということを、ちょっと教えていただければ。

【日本たばこ産業】 JT国内単体で言いますと、売上高ですよね。利益ではなくて。 おそらくは、70%が国内のたばこ事業、それから25%が食品事業、5%ほどが医薬事業というふうになっておったというふうに認識しておりますが。

通常、海外のたばこ事業と、国内のたばこ事業と、食品事業と、医薬事業で、私どもよく説明させて頂いており、今では海外事業の売上高が、国内の売上高を超えておりますの

で、国内単体での比率について間違っていたら申しわけありません。

それと、パッケージは、それぞれの国で、法律、法令で決まっております。法令遵守というのが、企業の必要最低限の取り組みでございますので、その法令に従って、それぞれの国、地域での言語、あるいは規制に従った表示をして販売しております。

【今村委員】 ちなみに、その表示というのは、日本よりもずっと厳しい、健康に対する、リスクに対する表示を義務づけられているという理解でよろしいですか。

【日本たばこ産業】 具体的に、どの国と比べられているのか分からないと何ともお答 えしかねるのですが。

【今村委員】 例えば海外の例として示されるようなものの中で、日本よりも、健康リスクについては緩やかな表示をしている国はありますか。

【日本たばこ産業】 そもそも表示の義務すらない、国もございますので。何とも申し上げることは出来ませんが。

【今村委員】 例えば、OECD加盟国ではどうですか。

【日本たばこ産業】 アジアの国という意味では、香港、台湾などは非常に厳しい内容ですね。中国と日本でしたら、日本のほうがまだ、しっかりと健康リスクを記載している内容になっているかなと思います。ヨーロッパ、それからアメリカ。アメリカはまだ、FCTCの批准もまだ行ってない状況で、パッケージの表示は日本より簡易な状況ではございますけれども、ヨーロッパでは非常に厳しい規制になっているというのが、表示全般での雑感かなというふうに思います。

【今村委員】 はい。ありがとうございます。

【安念座長】 そうでしょうな。はい。どうぞ。

【細野委員】 飲食店同業組合との関係なんですけれどもね。先ほどの新聞記事では、売り上げは40%ぐらい減ったという回答者が多かったわけですね。それで、工事とかそういう形で、期間が、営業する期間が短かったから落ちたと、何か色々な理由があるんじゃないかと思ったんですけれども。皆さんはその、1万件のコンサルティングをやっているということで、少しお聞きしたいんですけれども。例えば、分煙の設備の工事っていうのは、それは度合によるとは思うんですけれども、最長でどれぐらい工事期間かかっているのか。最短でどれぐらいなのか。そのあたりは統計とってらっしゃいますか。

【日本たばこ産業】 期間ですか。

【細野委員】 はい。

【日本たばこ産業】 10日ぐらいでしょうか。我々コンサルティングしている立場で、 具体的な対応をしておりますので、統計という形で、出せるデータではないんです大抵の 工事ですと、いわゆる居室型の喫煙ブースを設けるような内容ですと、1、2週間もかか らずにできるという状況ですね。

あと、先ほどの飲食組合様へのご質問を、あえてお答えしますと、1年後の調査結果だ とおっしゃっておられますので、建築中での閉業期間、閉場期間の数字ではないなという ようには思うというのが1点。それから、我々、神奈川のほうからも、よく分煙コンサル ティング活動でご依頼を受けしております。神奈川の飲食店オーナーがよくおっしゃられ るのは、来店されるお客さんの数はそんなに変わってないんだよとおっしゃいますね。た だ、お酒を出すお店では、やはりたばこを我慢している時間が長いので、直ぐに帰ってし まう。つまり、滞在時間が短くなっているようです。そうすると、お客様1人当たりの単 価が劇的に減っていくので、売り上げが下がっていると、泣いておられる飲食店オーナー がいらっしゃいました。特には、ホテルなんかは、ホテル全体のルールに合わせて、施設 内にあるバーとかも全面禁煙にされたために、もう劇的にお客さんが来なくなったという ことで泣かれて、このホテルの方針に反しない喫煙所をつくるためにどうしたらいいのか と相談をお受けすることがありました。あらかじめ申し上げておりますが、今のは相談内 容、区々の話でございますので、データがあるかと言われても、今までのコンサルティン グ内容を全部集めれてデータといえるのかどうかも不明である旨はご了承ください。ただ し、実態としては、我々が実際にコンサルティングしている感覚とすると、結構そういう 意味で、切実な数字ではないかなという印象は持っておりますし、その旨は、神奈川県の 検討会のときでも、申し上げた次第でございます。

【安念座長】 よろしいですか。ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

【奥村委員】 個人個人の、マナーっていうのはわりと大事だと思いますけれども。インターナショナルに、日本人のゼネラルのマナーのグレードと、ほかの外国の方のマナーと比べてどうなんですか。

【日本たばこ産業】 どちらかと言うと、マナーというか、他人に配慮する必要性が、 そもそも社会規範としてある国と、全くない国がありまして。おそらくは、よく言われる のは、日本人というのは空気を読むという意味でも、周りの人に配慮をするという意味で も、一番、いい言い方をすると国民性が高いと言いますか、悪い言い方をすると気を使い 過ぎて、自分の意思を表示することが非常に苦手だと言われている国民性でございまして。 【奥村委員】 さらにもっとマナーをよくしようっていうわけですね。

【日本たばこ産業】 はい。我々の活動も、昔は、これやらないでください、あるいは やめてくださいというような広告をやっていたんですね。ただ、なかなかそのマナーという意識が高まらないということで、2003年に方針を変えまして、あなたが気づいてな いことってこういうことなんじゃないですかというのを具体的にお示しするようにしたんですね。たばこを吸わない方の目線で。そうすると、実は、あなた、こう歩きたばこして ますけど、その高さって、子供の目の高さですよというふうにお伝えすることによって、 劇的にマナーを意識する方々の比率が上がりました。たばこを吸う方自身のマナー意識の 向上と、私どものこれらの活動を通じて、たばこ吸わない方々も、ああ、結構最近、たば こ吸う方々、配慮してくれているよねという比率も上がってきております。まだまだ、この啓発も、工夫の余地はあるなと実感はしております。

【奥村委員】 J T でたくさんデータがあると思いますけれども。喫煙者が減ってるけど、肺がんの罹患率が増えていますよね。肺がんで死ぬ人は多少減っていますけど。

【日本たばこ産業】 はい。

【奥村委員】 肺がんになる人。

【日本たばこ産業】 そうですね。実数も増えていると認識しています。

【奥村委員】 それはどういうふうに分析しているんですか。 J T の。たばこの値が悪くなったんですか。

【奥村委員】 だんだん質が悪くなってきたんでしょうか。

【日本たばこ産業】 加齢の影響っていうのは、よく言われるんですけれども。罹患のほうは増えているようです。

【奥村委員】 増えているんですね。ええ。

【日本たばこ産業】 そうするとやはり、食習慣であるとか、運動習慣であるとか……。

【奥村委員】 ほかのことが、大きな問題でしょうかね……。

【日本たばこ産業】 一般論としまして、がんなどの複雑な病気は交絡しますので、どの習慣が病気の原因となるのかを明確にすることは非常に難しいだろうと思います。

【奥村委員】 そこを研究するのが非常に大事ですよね。たばこ以外でもね……。

【日本たばこ産業】 我々としては、さらなる研究が必要であるという立場でございます。

【安念座長】 いかがですか。さらなる研究について。

【野田委員】 いや。そこはその、今の年齢調整死亡率、あるいは年齢調整の罹患率のところは、もうちょっと、今の一番新しいデータをもう少しきちんと調べ直して、ここに提出します。その上で議論をすることで。そこのところが動かないから、たばこ以外のもののほうが重要だということには、必ずしもならないと思うので、そこはお出しします。

ちょっと質問ですけれども。今の、すごく印象的なのがあって。マナー広告のとこで、今おっしゃったこと、いつもテレビ見るたびに、ちょっとネガティブな言い方で申し訳ないんですけれども、非常に感覚に訴えるマナー広告を出しておられて、ああ、随分お金もかかっているし、大きな会社も使っておれるんだろうなと思って見ていたんですけれども。逆に、これがどれだけほんとうに目的を達成しているかというのは、どれだけ調べているのかなというふうに、その見ているときは思っていたんですよ。つまり、目的達成に対する本気度って言ったら変だけど。

でも、今、例えばこの広告はこういう効果があったとか、そういうことを、今2つぐらいおっしゃったんですけれども。それはどこかで公表されているんですか。この取り組みの、マナーの改善、あるいは分煙のより効率的なものへ、このマナー広告が実現しているものの解析結果は、どこかで公表されていますか。

【日本たばこ産業】 基本的に、能動的に、「こんなに私たち頑張っています」というような公表の仕方は行っておりませんが、ご提出することは可能でございますので。ただ、本日は手元にございません。

【野田委員】 ああ、もちろん、もちろん。

【日本たばこ産業】 従前、マナー広告をすることによって、自分たちの、いわゆる一般の喫煙者に、マナーに配慮していますか?という質問に対するイエスの比率がどれだけあったか。また、たばこを吸わない方には、最近の喫煙者は配慮されていますか?という質問をしております。たばこを吸う方と吸われない方でギャップはありますが。

【野田委員】 はい。わかります。

【日本たばこ産業】 ギャップはありますけれど、その動きは追いかけておりますので、 もし、必要であれば提出させて頂きます。

【野田委員】 ぜひそれをちょっと、読みたいなと思います。

【日本たばこ産業】 了解いたしました。

【野田委員】 あと、もう1つはもう個人的な興味ですけれども、JTの社員の方の喫煙率っていうのは、どのくらいで、フォローをされているかということが1点。それから

2点目は、先ほどの商工会議所の方のところでも、分煙は、受動喫煙は別ですけれども、 喫煙のところは朝礼や何かで、たばこを吸っている人には禁煙を呼びかけようというよう なのが、パンフレットに、商工会議所でもあったんですけれども。そういう、これは受動 喫煙ではなくて、能動的な喫煙に対しての……。いわゆるJTの組織としての判断と、自 分たちの組織の人間を守るために何かしているのかどうか。その辺はどうですか。

【日本たばこ産業】 まず、私どもの喫煙率ですけれども、社内の喫煙率って、事業部 門制度になっておりますので、最近はもう入社時点から、事業部門で採用が分かれている という状況になっております。たばこ事業本部になりますと、やはり7割近い喫煙率になります。一方で、食品事業部ですと5割から4割程度でしょうか。

【野田委員】 5割から4割。

【日本たばこ産業】 正確な数字ではございませんが。

【野田委員】 大事な医薬品のほうは……。

【日本たばこ産業】 医薬事業になりますと、特に女性の比率が多い事業部になりますので、2割ぐらいというのが、全体の喫煙率になっているというふうに理解しております。

それから2つ目の質問で、能動喫煙ですが、私どもの基本的な立場、まずお伝えします。 喫煙の、受動喫煙ではなくて能動喫煙に関しては、肺がんであるとか、循環器疾患である とか、慢性閉塞性肺疾患の、重篤な疾病のリスクファクターであるというのは認識してい るところでございます。たばこを、適度に吸われるか、あるいは喫煙しないかというよう な、こうした喫煙と健康に関する情報を、適切にお知りいただいた上で、個人個人が選べ る大人の嗜好品であるというのが、私どもの考え方でございます。

【安念座長】 それはそうでしょう。

【日本たばこ産業】 従いまして、会社としてやめなさいということも強制しませんが、 吸ってくださいとも強制しないというのが、取り組みでございます。

【工藤委員】 先ほど、たばこのパッケージの表示の問題が今村先生から出たと思うんですけれどもね。1つは、全体の箱の中で、注意喚起に関する面積がどのぐらいのパーセンテージを占めているかというのは、確かにオーストラリアなんかに比べれば、はるかに小さいということは明らかだと思いますけれども。もう1つは、今おっしゃった、例えば慢性閉塞性肺疾患という言葉をちょっと出されたと思いますけれどもね。医学的に間違っている表現が出ているんですよ。というのは、例えば、「肺気腫を悪化させる可能性があります」って書いてあるの。あれはそうではなくて、今日の世界的な常識では、COPDを

起こす危険性があります、あるいは原因になりますと。要するに、病気を悪化させるんじゃなくて、病気をつくるっていうことですね。だからそういうところは、もう少し、現在の医学に合うように、きちっと変えていっていただく必要があるんじゃないかと思いますね。

【日本たばこ産業】 細野先生にお答えいただいたほうがいいのではないかと。

【細野委員】 今の先生のご指摘は受け止めました。文言等は、私どもの審議会でやりますので、文言を改正してから、7、8年になるんでしょうかね。正確な年は忘れたんですけれども。結構、喫煙者の多くは読んでいるんだけども、ほとんどの人が文言に左右されずに吸っているということですので、少し文言等をもう変えないといけないかなというふうに私たちは思っておりますので、次回の財務省の審議会とのときに、ぜひ、オンテーブルにしたいと私自身は思っています。

【工藤委員】 これ、受動喫煙のテーマじゃないですが、よろしくお願いします。

【安念座長】 ほかにどなたか。どうぞ、はい。名取先生。

【名取委員】 多分、個人的な興味になっちゃうかもしれませんが。喫煙者が平気でばかすかたばこを吸っているのは、高齢者の中に、高齢者、長生き、百何歳まで長生きしたとか、長寿者の中にヘビースモーカーがいっぱいいるんですね。そういう人を見て、ああ、俺も長生きするんじゃないか。たばこ吸ったって、たばこは関係ないと。そういうのが、かなり影響していると思うんです。それ、一種の気休めかもしれませんが、安心感かもしれないし、科学的には、なぜヘビースモーカーで長生きして、COPDにもならない人がいっぱいいるのか。

その辺を、今、遺伝子解析、ゲノム解析なんかものすごく盛んで、ある業者なんかは、サンプルをちょっと送ってくれれば、ゲノム解析して、解析まで、異常遺伝子の解析まで、全部データで出しますと言っているぐらいですから、お金があれば、幾らでも調べることができるわけです。その辺の研究が、今、たばこに関する研究は、たばこの健康被害に関する研究しか、なかなかできない状態になっていて。こういう研究は、ある研究者がやろうとしても、なかなか予算がおりないとか、いろいろ難しい問題があるんです。これ、JTなんかはやってくれないですかね。

ただ、研究機関とタイアップしてやるとなると、その研究機関が、また禁煙団体からバッシングを受けて、なかなかオーケーと言わないでしょうけれども。これ、非常に重要なことだと思うんです。これは、確かにヘビースモーカーでも何の健康被害もなく、長寿を

全うする人が結構いる。一方では、喫煙、長く喫煙しているとCOPDになったり、がんになったりすると言われています。その辺の差はどこから来るか。何とか調べることはできませんか。

【奥村委員】 もう1つ、それに非常に近い質問ですけれども。

【安念座長】 ええ。

【奥村委員】 JTの人の、定年でおやめになってから、ずっとどういう病気でどういうふうに、どういう病気でお亡くなりになったとか、寿命とかいうのは、確かフォローされているというように聞きましたけど。一般の人より長いって聞きましたけど。それから肺がんもそんなに多くないと。7割の人が吸っていて。といううわさを聞きましたけど。

【安念座長】 ああ、そうなんですか。

【日本たばこ産業】 一応OB会がございまして。OB会の名簿で、亡くなられた人の 物故年齢というのが出てきますので、亡くなられた人の数字を平均すると、平均寿命より も長いと聞いたことがあります。

【奥村委員】 長いですね。

【日本たばこ産業】 平均寿命よりも長いということはございますが、それは、先ほど も申し上げましたとおり、がんなどの疾病は様々な要因が交絡いたしますので、例えば I Tという会社ですと、健康診断の体制が十分整えてあるとか、一定の所得を得ているとか、 寿命延長に寄与する要因が何かしらあるのかもしれません。大体、あれですね。ジャパン・ パラドックス。あまりサイエンスの話をここで、そんなに一生懸命やることが重要かどう かわからないですが、一応、ご質問の趣旨で、JTとして研究支援できないか?とのご質 問にお応えいたします。JTとしては、商品開発にかかる研究というのは積極的にやりま す。その商品開発の方向性といたしまして、例えば、最近では、場合によっては喫煙のリ スクが低くなるのではないかという研究、という商品の研究というのは、競合他社も含め て進んでいますと、リスクが下がるというのを、どういうふうに疫学のような20年、3 0年必要とする、エビデンスが必要とする方法じゃない方法で、どういうふうにモデル的 にリスクへの影響を評価するかというような研究も、あくまで商品開発の一環としてはや ります。一方、いわゆる世の中一般でやるべき、いわゆる喫煙の健康に与える影響という のは、あくまで独立、中立した機関が、サイエンスとはいったいどういう意味かというこ とを考えて、的確に進められるべきと思います。ただ、我々の立場としては、先ほど言っ たパラドックスはやはりございますので、さらなる研究が必要だという認識のもと、独立 かつ中立の外部機関、財団のほうに、出援は申し上げているということです。そこの財団の中のご判断で、どういうところにお金を出してどういう研究をされるかというのは、我々としては関与しないということで対応しているということでございます。

【安念座長】 なるほどね。どうぞ。

【今村委員】 先ほどから平均寿命のお話、JTさんのお話がありましたけれども。やはり最終的な人のアウトカム、最後は死だということで考えれば、平均寿命だということだと思うんですけれども。日本は、要するに健康寿命と平均寿命の差が大きいということを問題にして、健康寿命を延伸、どうやってするかという話が出ているという意味で、もしそういうデータをいろいろ分析されるんであれば、なかなかこれ難しいと思いますけれども、健康寿命というものがどうなっておられるかということも、合わせて、一緒に出していただければいいんじゃないかなと思います。

【安念座長】 それはそうでしょうね。さて、一通り……。ああ、どうぞ、どうぞ。

【工藤委員】 寿命に関するものっていうのは、たばこ吸ってるか吸ってないかだけじゃないわけですよね。

【安念座長】 そうそうそう。

【工藤委員】 給料が高いとか、そういうことだって、まあ影響するかもしれないんで。 所得の問題ですよね。そういういろいろな要素で、寿命っていうのは決まっているので、 OBの寿命が長いっていうようなことは、あまり議論しても始まらないと思うんですよ。

【安念座長】 どうぞ。それは、JTさんもそう、まさにそうおっしゃったのでしょう。

【野田委員】 もうほんとうに端的に言って、OB会の方たちですからね。OB会に入るということは、あるところまで元気で生きられて、そして……。

【奥村委員】 65歳までは生きていたっていうことですよ。

【安念座長】 おっしゃるとおり。

【野田委員】 退職まで生きて。退職される方の、そういう地域性を持った平均余命と 比べるっていうことをしないと、今の話には、いや、別に、もう本当に、さっききちんと したサイエンティフィックなお答えされたので、そちらに向かって言うつもりはないです けれども。ただ、いろいろなエピソード的なものでのディスカッションをここでするのは、 全くそぐわないだろうというふうに思うのが、まず1つです。

【安念座長】 それはそうですね。はい。

【野田委員】 それから2つ目は、きちんとおっしゃったのであれですけれども、たば

この、ちょっと名取先生が聞かれたのとかみ合ってなかったと思うんですけれども、たばこの害に関する研究を、政府はお金を出さないのだっていうことは、これは決してないんであって。政府の科学的な研究であればそれはやっているので、JTさんに頼らなくてもって言うと何か変ですけれども、JTさんに出していただかなくても、それはやるべきものはやるべきだというふうに思います。

【安念座長】 いや、おっしゃったのは、害についての研究は大規模に行われていてバジェットもつくのだが、ひょっとすると遺伝子的に、いわばたばこの害に対してレジスタントな、いわばたばこプルーフな人、あるいはそういう遺伝子があるのかもしれないが、そういう方向の仮説を持った研究にはなかなかお金がつかない傾向があるというのがご指摘だったように、私は理解したんですが、違いますかね。

【野田委員】 もしそこまでだとすると、我々のがんの世界でも何でも、例えば2割しか効かない薬が非常に効いてしまうエクストリームな人だけを集めてする研究っていうのをよくやろうっていうことがあるんですけれども。どうしてもこれは、サイエンティフィックな、例えばゲノムの多様性の、いわゆる計算上はそれからは出てこないというのがあるのでつかないのであって、それが認められないのでお金がつかないのではないということが1つです。

【安念座長】 なるほど。なるほどね。

【野田委員】 あと、もう2つ目は、JTさんおっしゃいましたように、非常に難しいポイントは、連結決算で全部、たばこをやっておられるJTさんからの資金が入っていることが、研究費上明確になると、例えば、外国では発表が、全く研究者はできなくなってしまうというのが、もう大体、現状ですね。なので、今、その後のところで財団のこともおっしゃいましたけど、そこ非常に難しいポイントですけれども、そういう点からも、お互いに、より正しいものを見るための研究を、そういういろいろなものを乗り越えてどうすべきかという話し合いは続けるべきだとは思いますけれども、現状では、それを書くと、もう外国のほとんどの雑誌はリジェクトをされてしまうという状態であります。

【安念座長】

どうも今日はお忙しいところありがとうございました。 4団体の方々から、それぞれのお立場で、意見のご開陳をいただきました。本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【垣添委員】 ちょっといいですか。

【安念座長】 どうぞ。

【垣添委員】 中小飲食店の禁煙、分煙の話にちょっと戻りますけれど、先ほどタクシーの禁煙の話が出ていましたけれども、あのときも相当激しい議論があったけれども、結局実現しているわけですよね。

【安念座長】 そうですね。

【垣添委員】 新幹線も完全分煙にしているし、飛行機は国内線はもちろんのこと、海外の12時間を超えるフライトでも、完全禁煙になって。

【安念座長】 そうです。今はそうですね。

【垣添委員】 だから決意すればできるわけですよ。イギリスやアイルランドの、あるいはスコットランドのパブっていうのは、男の人たちが仕事終わって酒飲みながらたばこ吸うっていうのが、一種のカルチャーのようになっていた。そこで、禁煙なんてできると思われなかったのが、ちゃんと実現しているわけです。この参考資料の中で、少し売り上げが落ちているとかありますけど、一方で、先ほどちょっと議論があったように、たばこの煙がないことによって、家族連れとか子供連れが来ることができるようになったとか、そういう話もありますので、中小の飲食店ではもうできないんだという思い込みはされないほうがいいんじゃないかなと、私は思います。

【安念座長】 はい。ありがとうございました。いただいた時間も、大体残り少なくなってまいりましたけれども、今回初めてご出席をいただきました今村先生から、ちょっと、一言。

【今村委員】 大学病院でずっと、麻酔科という科を専攻にしておりまして。手術中の呼吸管理、そして手術後のICU、集中治療室であるとか、術後の管理をしている上で、本当に喫煙の方たちの管理っていうのは呼吸管理が難しいという経験をして、やはり喫煙の害というものについて非常に自覚したという経緯があります。

前回の議事録を拝見させていただきますと、がんやCOPDの話は、もう専門家の先生がされているので、あえて申し上げませんけれども、先ほど申し上げたような、いわゆる動脈硬化性疾病の問題、それからこの委員の中には歯科医師の先生はいらっしゃいませんけれども、やはり歯周病というものと喫煙の関係、そして高齢者の歯がきちんと高齢まで残らないという問題もあります。それから、若い妊婦さんの喫煙等に伴う低出生胎児の問題。このことも、今の少子化の中で、やはり健康なお子さんを生んでいただきたいというのは、これはもう全ての国民の願いだというふうに私は思っています。

そういう意味で、すぐにはできなくても、できるだけたばこというものがない世界とい うものを徐々に目指していくというのが、これは、国民の健康を預かっている専門家集団 としての日本医師会の考え方であるということを、改めて申し上げたいと思っています。

一定の時間がかかるというのは、私も理解できますけれども、オリンピックを契機としてですけれども、やはりスピード感をもって取り組んでいくという日本の姿勢というのは大事じゃないかと思っています。法律の専門家の先生、たくさんいらっしゃいますけれども、聞くところによると、国際条約のほうが、日本の国内法より優先しているという中で、たばこ規制枠組条約を結んでいながら、日本の受動喫煙防止対策の遅れが指摘されている状況を考えると、取り組んでいくスピードが遅いというのは、やはり私はいかがなものかなというふうに思っています。

ぜひとも、現場に、大きな、さまざまな事業者の方たちに大きな混乱が起こるということは、それは避けなきゃいけないということは理解しつつも、方向性はしっかりと出していかなければいけないのかなということを、私の意見として申し上げておきます。以上です。

【細野委員】 ちょっと一言いいですか。今日はお医者さんがたくさんいるのですけれども。ぜひ、最新の医学上の知見を、注意文言等にもやはり反映させなきゃいけないですよね。そのあたりが、すごく弱いところなんですよ。さっきの、歯医者さんの件もそうなんですけれども。我々枠組み条約の時も注意文言の改訂の時も、専門家を呼んでワークショップやったんですね。ワークショップやったんだけれども、歯医者さんを入れるっていうのは、本当に忘れていたんですね。だから、医学関係の先生方から、これ何で歯医者さん入れないんだとか、いろいろなことをもっと強く主張していただくと、我々もそこでもっといろいろなこと勉強し検討できると思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思いますよね。

【今村委員】 ありがとうございます。

【垣添委員】 今と関連して、いいですか。

【垣添委員】 セブンスターってたばこ売られていたときに、タイで同じ品が、表面に、たばこで歯ががたがたになった、本当一見してぞっとするようなカラーの写真が貼って売られていましたね。ですから、タイ国家は、明瞭に意識してたんですね。それから、人の目につくところにたばこ置いちゃいけないっていう規制がありました。だから、買うときには、展示されていないところから買うというようなことまで。そういうことをすること

によって、喫煙率が大分下がったというふうに聞いています。

【安念座長】 はい。どうもいろいろ、貴重な意見をいただいてありがとうございました。次回も、関係団体からのヒアリングということになりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、これからの議論を進める上で、この会議は、喫煙そのものの害について論ずるところではなくて、受動喫煙の対策を論ずるところで、なんとなく受動喫煙がいいとか悪いとかいう議論をずっとしていても、しようがありませんので、受動喫煙の害があるかどうか。あるとして、どのような害があるのかということについての疫学的な研究があれば、やはりそれを前提として議論をすべきだと思われます。これは、私は全くの素人ですが、直接の喫煙に比べると、エクスポージャーの定義はめちゃめちゃ難しいでしょうから、それはそれほどの、何と言うかプレシジョンというのか精度を持った研究ができるのかどうか、私存じませんけれども、あればあるに越したことはないので、事務局に、専門家の、今日いらっしゃる専門家も含めて、専門家の助言をいただきながら、資料の収集に努めるということをしていただきたいと思います。

それで一つ、アメリカの Surgeon General の、今年の 2014ν ポートというのが出ておりまして、私もその Executive Summary をちょっと読んだだけなんですけれども。もう既に、secondhand の passive smoking の害は、このレポートでは、ほぼ自明のこと、Self-evident なことという前提になっていることのようですが、そもそもそういう評価が、それほど robust な、堅牢なものであるのかどうか、私知りませんので。その点についても、何か知見があれば集めておいていただきたいと思います。これが第1点。

これは要するに、やはりサイエンスの基礎のない議論をしてもしようがありませんので、 現在のサイエンスではわからないというのであれば、わからないということを前提にして 議論をすべきだし、あることがわかっているのであればそれを前提にすると。まあ、当然 のことと思いますので、その資料の収集は、まずお願いしたいと思います。

それから、これは問題の全部ではありませんが、非常に重要な一部が、小規模の飲食店であるということは、これもうわかりきったことでございますので、カリフォルニアの例を調べてみたところですね。これは非常に大きな政治的な問題になったものですが、レストランでもほぼ完全禁煙ということならば、それによって得られた利益とビジネスに与えたインパクト、つまりは損害について、アメリカならこれを分析してないはずがないと思うんです。もし何か資料があったら、それも取り寄せておいていただいたほうが、今後の

議論の役に立つのではないかという気がいたしました。

その他、委員の皆様、何かお気づきのことがありましたら、事務局におっしゃってください。まあ、事務局に何でもかんでもやってもらうのは何だけれども。できるだけ資料は豊富なほうがいいと思いますので、お気づきの点があったらどうぞオーダーをしていただければよろしいのではないかと存じます。

それでは、今後の日程についてご連絡いただきましょうか。

【堅多局務担当課長】 はい。今度は1月になりますけれども、先ほど申しましたように、何団体かご意見を伺わせていただきたいと思っております。先ほど、安念先生からいただきましたオーダーの部分と、JTさんから マナーについての解析の部分。あと、野田先生の肺がんの罹患率のお話等ございましたので、合わせて、次回までにそろえられるものはそろえたいと思っております。

それでは、本日は本当に皆様、関係団体の皆様も、貴重なご意見ありがとうございました。

【安念座長】 本当にありがとうございました。

【堅多局務担当課長】 委員の皆様どうもありがとうございました。

— 了 —